2　法第六十八条の五十三第十項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の同項の適格現物出資直前における使用済燃料再処理準備金の金額に、当該適格現物出資に基因して原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第八条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該適格現物出資に係る被現物出資法人が積み立てたものとみなされた使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適格現物出資直前における使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

第三十九条の八十二第三項中「適格合併に」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）に」に、「当該適格合併」を「当該適格合併等」に改め、同条第四項中「第六十八条の五十四第一項から第四項まで」及び「、法第六十八条の五十四第一項」の下に「又は第八項」を加える。

第三十九条の八十六第二項中「平成十年四月一日に存する」を「平成二十七年四月一日に存する」に、「平成十三年三月三十一日までの間に行われた合併又は」を「に行われる」に、「及び当該合併又は」を「及び」に、「すべて（当該合併又は」を「全て（」に、「あつては、当該合併又は」を「あつては、」に、「すべて）が平成十年四月一日」を「全て）が同日」に改め、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に開始した各事業年度」を「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間内に開始した各連結事業年度（当該期間内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該期間内に開始した事業年度）」に、「平成十年四月一日後平成十三年三月三十一日までの間に合併をした連結親法人若しくはその各連結子法人又は適格合併をした連結親法人若しくは」を「平成二十七年四月一日後に行われる適格合併に係る合併法人である連結親法人又は」に、「当該各事業年度」を「当該各連結事業年度」に、「合併又は」を「合併法人及び」に改め、「合併法人及び」を削る。

第三十九条の九十第七項中「、第六十八条の六十三の三第一項及び第四項」を削る。

第三十九条の九十の二第二項中「第三十六条の二第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条第四項中「、第六十八条の六十三の三第一項及び第四項」を削り、同条第五項中「、当該特定事業」を「、特定事業」に改め、同項第一号中「当該特定事業」を「特定事業」に改め、「おける当該連結親法人又はその連結子法人の」の下に「前項の規定に準じて計算した」を加え、同項第二号中「当該特定事業」を「特定事業」に改める。

第三章第十四節の三を削る。

第三十九条の百第三項中「施行再建マンションの」を「施行再建マンションに係る」に改め、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項の次に次の四項を加える。

7　法第六十八条の七十二第十項第一号に規定する政令で定める場合は、第三項第一号に掲げる場合とする。

8　法第六十八条の七十二第十項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する譲渡利益額（当該譲渡利益額に係る法人税法施行令第百二十二条の十四第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額）に第一項（第三項第一号の規定により準じて計算する場合を含む。）又は第三十九条の二第十項第一号若しくは第十一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

9　法第六十八条の七十二第十一項の規定により同条第十項に規定する適用譲渡損益調整資産（以下この項及び次項において「適用譲渡損益調整資産」という。）とみなされた減価償却資産につき法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第六十一条の十三第二項の規定を適用する場合には、法人税法施行令第百二十二条の十四第四項第三号に規定する取得価額は法第六十八条の七十二第十一項の規定を適用する前の適用譲渡損益調整資産の取得価額とし、同令第百二十二条の十四第六項第一号ロに規定する耐用年数は法第六十八条の七十二第十一項の規定を適用する前の適用譲渡損益調整資産について適用する耐用年数とする。

10　法第六十八条の七十二第十項に規定する譲受法人の有する適用譲渡損益調整資産の譲渡により連結親法人又はその連結子法人に同項の規定の適用があるときは、当該譲受法人が当該譲渡につき法人税法施行令第百二十二条の十四第十七項の規定により通知しなければならない事項は、同項に定めるもののほか、当該譲渡につき法第六十八条の七十二第十項の規定の適用がある旨及び当該譲渡に係る同条第十一項に規定する換地処分等により取得した資産の種類（同条第十項第一号に掲げる場合には、第八項に規定する割合を含む。）とする。

第三十九条の百一第二項中「により譲渡した資産」の下に「（法第六十八条の七十二第七項又は第八項の規定により法第六十八条の七十第一項に規定する収用等による譲渡があつたものとみなされる資産を含む。）」を加え、「補償金等をいう。以下この条」を「補償金等をいい、法第六十八条の七十二第七項に規定する変換清算金及び同条第八項に規定する防災変換清算金を含む。以下この項」に改め、同条第五項中「については、当該資産」を削り、「される部分」の下に「及び法第六十八条の七十二第七項から第九項までの規定により換地処分等による譲渡があつたものとみなされる資産」を、「補償金等」の下に「（法第六十八条の七十二第七項に規定する変換清算金及び同条第八項に規定する防災変換清算金を含む。）」を加え、「同条第一項」を「法第六十八条の七十三第一項」に改める。

第三十九条の百六第三項中「及びコンテナ用の貨車」を削り、同条第十三項中「第六十八条の七十八第十五項第一号」を「第六十八条の七十八第十六項第一号」に、「第六十八条の七十八第十五項第二号」を「第六十八条の七十八第十六項第二号」に改め、同条第十四項中「第六十八条の七十八第十五項第三号」を「第六十八条の七十八第十六項第三号」に改め、同条第十五項中「第六十八条の七十八第十五項第三号ロ」を「第六十八条の七十八第十六項第三号ロ」に改め、同条第二十一項第三号中「資産又は」を「資産、」に改め、「若しくは第八項」を削り、「これらの規定に規定する当該権利」を「同項の施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分若しくは同項の建築施設の部分の給付を受ける権利又は同条第八項の規定の適用を受けた場合における同項の防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」に改め、同項第四号中「若しくは第八項」を削り、「これらの規定に規定する当該権利」を「同項の施設建築物の一部を取得する権利若しくは同項の建築施設の部分の給付を受ける権利、同条第八項の規定の適用を受けた場合における同項の防災施設建築物の一部を取得する権利」に改め、同条第二十六項中「同条第十五項第四号」を「同条第十六項第四号」に改め、「相当する金額」の下に「（法第六十八条の七十九第五項第二号の特別勘定の金額が次の各号に掲げる資産の取得に係る特別勘定の金額である場合には、当該計算した金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　法第六十八条の七十九第十九項において読み替えて準用する法第六十八条の七十八第十四項に規定するときにおける同項第一号に掲げる地域内にある資産　百分の七十

二　法第六十八条の七十九第十九項において読み替えて準用する法第六十八条の七十八第十四項に規定するときにおける同項第二号に掲げる地域内にある資産　百分の七十五

第三十九条の百六第三十一項中「第六十八条の七十八第十五項第三号」を「第六十八条の七十八第十六項第三号」に改め、同条第三十二項中「第六十八条の七十八第十五項第三号ロ」を「第六十八条の七十八第十六項第三号ロ」に改め、同条第三十三項中「相当する金額」の下に「（同項に規定する特別勘定の金額が第二十六項各号に掲げる資産の取得に係る特別勘定の金額である場合には、当該計算した金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額）」を加える。

第三十九条の百十三第五項中「法第六十八条の八十九第五項第八号」に改め、同条第二十五項中「及び第二項」を削る。

第三十九条の百十三の二第一項中「、第六十八条の六十三の三第一項及び第四項」を削り、同条第十六項中「同条第三項」を「同項」に改め、同条第二十三項中「同条第一項中「合計額に」とあるのは」を「同条第一項中「合計額に」とあるのは、」に改め、「。次項において同じ」及び「、同条第二項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十八条の八十九の二第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に」と」を削る。